

農業災害補償制度検討会「現地検討会」(岡山会場)の会議概要

日 時：平成14年8月20日(火)13時30分～16時30分
場 所：岡山県農業共済組合連合会6階会議室(岡山県岡山市)
委 員：岸座長、海野座長代理、伊井委員、戸川委員、松井委員
意見表明者：奥山 孝夫(農業(水稻、麦) 岡山県岡山市)
楠井 泰功(農業(水稻、麦、施設園芸(キク)) 香川県観音寺市)
久保田 恒男(農業(繁殖和牛、水稻、飼料畑) 愛媛県北宇和郡広見町)
高山 勝好(おかやま酪農業協同組合 岡山県津山市)
松永 和平(農業(畜産) 島根県益田市)
宮村 倫年(農業(水稻、施設園芸) 高知県土佐清水市)
行本 太一郎(地方公務員(佐伯町中央公民館館長) 岡山県和気郡佐伯町)

傍 聴 者：63名

1. 開 会

2. 高島保険課長あいさつ

3. 委員紹介

4. 趣旨説明及びこれまでの議論の紹介

(岸座長から農業災害補償制度検討会開催の趣旨及び第1回から第5回までの農業災害補償制度検討会における議論の紹介を行った。)

5. 意見表明

奥山 私は、現在32ヘクタールの作付けで、そのほとんどが借地で利用権設定をして、9割以上が借地で農業をしている。岡山地区の農業共済は、水稻共済は一筆方式であるが、私は、今年の水稲の作付けが18ヘクタールで、田の枚数は150以上ある。その中で、1枚、2枚が3割とか4割の減収になっても、それは全然問題にならない。しかし、大きな天災で全面的にやられる場合には、7割ではなく、保険であるので全額補償してくれと言いたい。そうしないと、我々米麦農家は、来年度に向けての再生が厳しいのではないかと考える。さらに、私は、小さな田が150枚以上あるので、私のミスで色々失敗もあるが、天災が一番怖いので、それに対応して、多様なニーズに応えた補償方式

とか、色々なことを検討していただきたいと思う。また、経営所得安定対策と農業災害補償制度の整合性とかを検討されているが、私も米麦の専業農家で、災害のほかに危険分散として労働配分もあり、早いから遅いまで5品種位を取り入れて経営している。例えば、同じ品種だけでは、何か病害虫が出て一遍に全部やられてしまうが、5品種位あれば、1品種位はやられるが、何とか来年度に向けて再生ができるのではないか。我々の県南地域では、適地適作で、あけぼのという品種があるが、天候により乳白米等が良く出て、品質が低下し、去年は最近になく良かったが、私は、最近1等米比率がほとんどない。この辺は、あまりカメムシ等は出ていないが、県北、中北部になるとその問題もあるので、品質低下の補償も考えていただきたい。次に、篩目については、1.7ミリは、昔、お米が不足した時の話であると良く聞く。実際に、私は、1.85ミリで、コシヒカリ系統では1.85ミリで篩をかけると、大体1割5分から年によっては2割出る。普通は1.85ミリで篩っているが、地主の農家に地代として渡す場合は、私は1.9ミリで篩っている。そうすると、あの人に任せておけば良いお米をくれると皆が喜んでいただける。そのようにして、今の経営をしているので、1.7ミリの篩は家には無く、是非、1.85ミリが無理であれば、1.8ミリに速やかにお願いたしたいと思う。最後に、水稻の当然加入については、やはり保険であるので、広く皆にお願いしないと保険が成り立たないので、是非とも今までどおり皆が加入していただくようにすべきである。私は、10年も15年も共済掛金は払っているが、共済金を貰ったことがない。しかし、そのようなことは問題ではなく、大災害時に、是非とも共済金をしっかりいただき再生できるよう願います。

楠井 香川県は、非常に耕作面積も狭く、1農家当たり平均作付面積が30アール位であり、今、転作が44パーセント位で、半分近いような耕作しかできていない。そのような中で、水稻共済は、選択制で加入させては存続が危ぶまれるのではないかとということで、災害補償にもある程度の強制面がないと、香川辺りの水稻農家の場合は、共済制度は成り立たないのが現状であると思う。地域によって、水稻地域と香川の畑作農地を検討するのは非常に難しいかも知れないが、選択の自由が必ずしも良いこととは私自身は考えていない。また、損害評価について、非常に多くの人員を用意して損害評価をしているのが現状で、非常に忙しい時期に多くの農家が携わっていることが多い。集落や地域の中に農業災害補償法が組み込んでいる面も否定できず、このような評価も適正かつ公正に実施することが大切ではあるが、色々な面で非常に難しい水稻共済について、仕組み、損害評価の仕方について、私どもも迷っているのが現状であり、良い面を維持しながら改善していけるのであればしていただき、制度を継続していただきたいと思う。次に、大豆の指示単収について、現在、統計情報事務所の数字が優先されているが、収穫目的のものではない、いわば転作目的の大豆の作付けもされており、基準単収を決めることについて、今は、なかなか納得ができないような単収の設定がされている

のではないかと考えているので、これは、農家申告を組合段階で審査して決定することが妥当ではないかと思う。次に、園芸施設共済について、昨今、大型ハウスが増え、A Pハウスなどは耐久性も向上しているが、園芸施設共済では、耐用年数はA Pハウスで8年、普通のパイプハウスで5年とされ、税制がそのまま共済制度に反映されているのが現状でないかと思う。被害があった時に、耐用年数を過ぎて2割程度の補償では、もし災害が起きた時には、なかなか再建ができないということで、この耐用年数も今後の検討に入れていただきたいと思う。さらに、被覆材についても、年々新しい被覆材料が販売されているが、園芸施設共済では、現在、これに対する取組が遅れているような感じを受ける。今、ピオーフルマターという0.15ミリ辺りのものであれば、3年は被覆を張り替えなくてもよく、組合も弾力的に制度を運用している。掛金が安く、災害があれば補償してほしいのは、我々生産者の気持ちであるが、そうではなく、非常に時代の流れが変わっている。組合からも色々な意見があるが、そのような面も今回検討していただき、耐用年数も考えていただきたいと思う。

久保田 私の地域は、水田と畜産が主である。愛媛県の南端、四万十川の上流の広見町は、かつては農地面積も1,400ヘクタール程あったが、栗やいよかんが減り、現在は、約900ヘクタールの農地を880人で支えているのが現状で、現在、65歳以上の農家が75パーセント近くで、高齢化社会の先端を行く地域である。かつては、畜産は雪害対策ということで、多くの方々が畜産経営をやっていたが、現在は、非常に飼養頭数が減り、大規模な農家が増えつつある。畜産については、組合を超えた形での保険加入が良いのではないかという感じを持っているので、その点をお願いする。2番目に、家畜共済の天災、火災等を除いた支払限度については、管理技術では防げない事故又は小規模農家の事故がその年に集中するような場合、例えば、今年のように大変暑い時には、1頭2頭飼いの小規模農家は、施設の管理あるいはその他の管理技術等が、大規模に比べて随分落ちるので、その点について、不公平が生じないようにお願いしたいと思う。3番目に、胎児価額については、ある程度市場と連動とすることが良いのではないかという感じがするので、その点をお願いしたいと思う。4番目に、奥山さんが言われたように、米については、私も何十年も掛金は掛けるが、共済金は貰ったことはない。そのような状況であるので、できれば全額補償してほしいと思うが、できなければ2割程度の足切りにしていただきたいと思う。最後に、先程、当然加入についての見直しがあるのではないかということの話があったが、これについては、やはり集落間の互助制度というか、お互いが助け合っていくという意識が、当然加入でないと薄れるような感じがするので、その点をお願いしたいと思う。

高山 私は、三点ほどお願いしたい。1点目は、乳用牛の子牛・胎児を共済目的に追加することについてである。我々も、これには同感であり、和牛農家は既に対象になっているので、有利性を買うということがある。酪農家の飼養頭数については、和牛に比較

して年々大規模化しており、この制度を取り入れた場合には、掛金が高額になり、その負担をどうするかという問題がある。未償却資産として2年以上生育をする中で、そのような掛金が掛かってくると、負担が更に増え、その場合にどうするか。なおかつ一時払いで、そのような困難な状況を抱えることになる。経営を継続する中で、経営を圧迫する危険性があるということにもつながってくる。また、胎児とか子牛の死亡リスク等についても、価格が一年の中でも乱高下するので、価格の上昇に伴うリスクもある。また、多頭飼養農家は、胎児、子牛の事故損害額は、全体で考えると軽度なものになるかと思う。岡山県では、農家の平均飼養頭数が40頭位ではないかと思うが、そのような中で考えると大規模農家がいるので、その辺も考えていただきたい。したがって、加入については、農家個々の選択とすることが必要ではないか。また、ET等の産死は、期待される子牛なので、途中で被害が出ることになる、掛けておくのと有利に働くことになる。そのような面での有利性を持たせるものについては、選択肢でやっていただいたらどうか。一般的には、病傷事故を対象にするのが共済制度であろうと思っており、農家個々も大半がそのような考え方のようである。2点目は、地域を超えた危険段階別共済掛金率の設定であるが、危険段階別共済掛金率は、既に導入している地域もあり、事故率の低い農家の不公平感が改善されてきているので、制度としては良いと思う。また、問題としては、加入農家が少ない地域があり、高齢化が進む中で戸数が減ってきている。県内では、8戸から13戸というような組合があり、120戸、130戸を抱えている組合とは大変格差があり、どのように危険段階別共済掛金率を設定するのか、設定できないのではないかと思うわけで、そのような場合に、県単位にするのか、組合同士が話し合っただけで一緒にする方法がないか。それは、何年かに一度組替えが必要ということになると、非常に困難を極めることと思う。岡山県の場合は、県南と県北ではかなり環境条件も飼育形態も違い、随分と相違点がある。したがって、比較的似かよった地域で、例えば、県南とか県北とかというような区域により、話し合いにより危険段階別共済掛金率の設定をすれば、もっと合理的ではないかと思う。それを踏まえて、将来的な展望の中で取り入れていただきたいと思う。3点目は、全体的に掛金のことと保証人について話をしたが、戦後の共済制度であるので、初期の目的は達成されたと大体思っている。将来展望に立った共済制度は、掛金については、酪農の場合は、毎月収入が安定的にあり、入るを測りて出るを成すということであるので、年に一度の掛金を、例えば、100頭級であれば、270万円も300万円も一度に払うこと自体が非常に経営を圧迫し、融資を受なければならないというようなことにもなる。特に、メガファーム、ギガファームという時代を迎える時に、とても一度には払えない。今、経営者も、内地は40頭、北海道は70頭という話であるが、200万頭が180万頭に減ってくると、1戸当たり頭数は増え、多頭化になってくる場合に、どう対応するかについては、分納制度をお願いする。これについては、12か月で割った、1年間通じてできる分納制度を望む。

もう一つ、集金の委託業務を農協にさせるのはどうか。加入時に保証人を取るようになってはいるが、お互い個々になって、50頭、100頭、300頭の共済掛金にも保証人がいるのという現行制度は、まさに過去の産物というような制度ではないかと思うので、それを早急に改善していただきたい。それについては、共済の方で掛金を徴収するのではなく、委託業務に出し、委託費用は数パーセントか、零点何パーセントになるかと思うが、金融を扱っている農協等に委託すれば、スムーズに毎月回収ができるのではないかと。契約時に何々農協に委託するという契約で、農家と三者契約をすれば事は済むのではないかと思う。1万キロ、8千キロを目指そうという時代が来ているが、50年代後半には1頭当たり100万円位の粗収はあったが、今は減ってきている。100頭級では、所得としては1頭8万円位で800万円であるので、支払がスムーズに行けるようなことが、酪農経営を将来長期的に安定させる。特に、後継者が参入してくる場合に、1頭当たり50万円するものを50頭買い2,500万円掛かり、公共融資もなかなか受けられる時代ではないのに、運転資金も共済掛金も必要となる。とても無収入で食べていくようなことはできない。以上3点について、特に、掛金の分納は、強く要望する。

松永 現在、肥育牛2,200頭と繁殖牛400頭を飼育している。最初に、予防的経費に対する給付について、認めていただきたい。今は、牛は、人間と同じように病気にかかって風邪をひいて初めて治療してもらおうというように、症状が出て初めて治療してもらおうという体制が取られている。しかし、大規模化した農家にとっては、その時期になっては遅すぎるのが現状である。私は、幸い組合の協力を得て、全頭ワクチン接種とか色々な面で予防対策を取っていただいているが、そのための経費は、膨大な金額になってきている。したがって、これからの肥育経営あるいは繁殖の大規模経営を考える場合には、予防的経費についても、保険の対象に組み入れてほしいというのが提案である。

二つ目は、胎児に対する保険については、母牛は段々と評価が下がってくる。胎児価額は、母牛価額の20パーセントとなるが、子牛価格は、一産目の子牛でも十産目の子牛でも、それほど変わらないものである。そのため、これを子牛価格という面から考えてほしい。もう一つ、保険に加入する時に胎児で加入すると産まれてからも胎児のままの評価しかしてもらえないことが、問題点であると思う。結局、1年間の契約の中で、加入した時には胎児として加入し、その後、子牛が産まれて8か月の出荷間際になっても、胎児の保険しかみてもらえない状況にあると思う。胎児に対する保険の考え方は、母牛と胎児と子牛と三つをそれぞれ分けた中で、セットで加入する方式ができないかという気がする。三つ目は、管理責任が反映されていないということである。今、農業の中でもようやく自己責任を問われる時代になった中で、共済制度の中で管理責任が一向に反映されていない。大規模農家においては、組合単位で三段階位の評価をしていただき、掛金率が変わっているが、小規模農家には一切、管理責任が反映されていない。その関係で、色々なことを考える人が出てきている。この問題については、例えば、車の

任意保険のように、1年間無事故であれば掛金を10%割り引く、あるいはある程度以上の保険金を出した場合には、高額な掛金になるというような管理責任が問えないかというのが提案である。四つ目は、山間地の獣医問題が、今大変な問題になってきている。特に、島根県の山間地では、獣医の走行距離が1日で150キロを超える地区も出てきている。これは、獣医業務よりも運転業務の方がはるかに仕事のウエイトが上がってきていると思う。それも同じ保険に入りながら平等のサービスが得られない。このようなことが続くと、特に、中山間地域の中で和牛の繁殖を推進しているが、医者がいなくて人間が住まないように、いくら呼んでも獣医師が来ない所では、繁殖農家はこれから減っていくような気がする。5つ目は、死廃事故の支払限度については、地元の繁殖農家は皆反対であったが、私個人としては大賛成であり、このような制度を設けない限り、共済制度は続かないような気がする。最後に、指示薬の取扱いについて、共済としても真剣に考えていただきたい。それは、共済に加入していないほとんどの大規模農家は、ヤミで色々な抗生物質やあるいは現場を見ないで獣医の資格を持った人の指示書の中で、色々な薬が出回っている。このようなことが続けば、現在、問題になっている食の安全にも及ぶ影響があると思う。法制度をきちんとして、必ず現場を見ている獣医でないと抗生物質とかその他の薬類は一切使えないという、例えば、獣医の資格があろうとも現場を見ない人には使えないという、強い姿勢で当たっていただきたいと願う。

宮村 私は、園芸農業を始めて7年目になる。昨年9月6日に突然の集中豪雨により、6連棟の施設と定植して間もないキュウリが全壊全滅となった。施設は、高知県では主流であるAPハウス、プラスチックハウス類、鉄骨下で、平成8年に県のレンタルハウス整備事業で建てたものである。災害は、山からの土砂の流入、河川が決壊し、施設が土砂や流木で埋もれ手のつけられないような状況であった。これからの生活のことや借入金の返済、施設の取片付け、また再建築はどうなるのか等、頭の中がパニック状態であった。災害の際には、農業共済に大変お世話になり、本当にありがたく思う。近所の方の中には、共済未加入者で災害を受け、再建に苦労されている方もいる中で、私は、天災資金の借入金と新たに再建築の借入金が増えたものの、何とか経営を再建することができた。この災害を受けて、共済制度について感じたことを提案する。一つ目に、APハウス、プラスチックハウス類、鉄骨下の時価現有率の見直しについてである。現行では、鉄骨ハウス中と鉄骨ハウス上の時価現有率は15年となっているが、鉄骨ハウス下は7年となっている。何故このような差があるのか私には理解できない。確かに施設の購入費及び強度面からは、鉄骨中と上と比べると差はあると思うが、耐用年数については、それほど差はないと思う。私は、平成8年に施設を建てた時は、農業をやっている間は使用できるという目安を立て、大体25年から30年は使用するつもりであった。実際、私の地域にも25年以上使用している方もいる。共済は、時価額でもって補償額を設定していると聞いている。鉄骨ハウスのうちAPハウスのみが7年とされ、時

価額よりも補償額が少ないように感じる。是非、A Pハウス、鉄骨下の補償額を現状に対応した額に設定されるよう、時価現有率の緩和を提案する。県がA Pハウス設置者を対象に行ったアンケート調査結果もある。園芸施設共済加入者で、A Pハウス20アール以上の農家を対象として281名が回答した。まず、A Pハウスが何年位使えると思うかという質問は、15年以上と答えた方が281名中219名で78パーセントになっている。次に、耐用年数7年についてはどう思うかという質問は、93パーセント、260名が延長した方が良いと答えている。延長した方が良いと答えた260名のうち、延長は何年が良いですかとの質問は、15年と答えた方が55パーセントと過半数を占め、その他51名は20年以上か20年と答えた方がほとんどである。以上のことから、高知県のA Pハウスの耐用年数の延長について、検討をお願いする。なお、他の会場でも意見が出ている新価特約についても、同時にアンケートしているので紹介する。新価特約が必要と思うかという質問は、必要性を感じている方が64パーセントを占め、国からの掛金助成金が無くても加入しますかという質問は、新価特約の必要性を感じている179名のうち55名が加入すると答え、これは、全回答者の2割に当たる。二つ目に、施設の取片付けの費用の補償についてである。災害を受けた場合、追加経費的に必要となるのが、取片付けに要する経費である。私の場合は、廃材の処理費として、およそ200万円程度の見積もりであった。その他に解体と圃場からの搬出費用等が必要になる。災害又は農家によっては、処分の仕方は色々あると思うが、廃材処理等についての補償を要望する。国の方でも検討されていると思うが、補償額については、施設の種類によって異なるが、全壊の場合には、10アール当たり100万円程度が必要ではないか。また、それによる掛金負担の増加は仕方がないと考えている。以上2点について、検討いただきたい。

行本 私は、農家でありながら地方公務員ということで参加している。その中で、当然加入制度の必要性と大豆の一筆方式についてお願いする。1点目は、資料8の当然加入制度をめぐる意見という中で、私は、 の意見である。現状はどうかということについて、少し違った角度で、制度改正ではなく、現場はどのような状況かということについて、お話をさせていただく。私の住んでいる町は、特定農山村、山村振興、過疎法が指定された地域であり、平均的には50アール程の耕作面積である。その中には、平地の所もあれば、棚田の所もある中山間地域の一帯である。仮に、水稻共済の当然加入制度が無くなった場合、私はこう思うという話をさせてもらう一つには、米1俵が大体1万5千円位で、10アール作っても15万円、50アール作ってもいくらですかという中で、費用が色々掛かってくることになれば、私の地域では、専業農家よりは兼業農家が多くなっている。60代とか70代の方々に聞くと、農業ではなかなか生計が難しいということになれば、きっとそのことで動揺されると掛金を掛けないだろうと言う。要は、大型農家、中核農家、認定農家と色々あるが、母集団となるそのような小規模農家の皆さ

んの考え方によっては、基礎となる母集団への大きな影響が、仮に導入されると出てくるのではないか。私どもの織りなす地形の中からは、そのような感覚で私自身も考えており、周りの状況もそのような感覚は強いということで、資料の に書いてあるそのものと考えている。2点目は、国の施策として、主要作物については、自給率を45パーセントにするということで、私どもも政策の中における生産ということで、水田における畑作物が、個人であれ集団であれ作付けが多くなる。その中で、加入時には、半相殺方式を充分説明して入っていただくが、共済金を貰う時点では、水稲共済と同じような一筆方式を、農家の方の意識に非常に根深く入っており、半相殺方式では厳しいという声もある。充分説明していても、日にちが経てば忘れるということもあるので、できれば、大豆の一筆方式の導入をお願いする。補償割合とか色々な関係については、色々意見が出ているようであるので、その中で、判断いただければと思う。この2点について、お願いする。

5. 検討会委員と意見表明者の意見交換等

座長 委員からの質問等を行う。

座長代理 久保田さん、松永さんから、家畜共済の支払限度について意見が出て、松永さんは、皆は限度は無い方が良いと言うが、自分はある方が良いという意見があった。久保田さんは、支払限度は良くないという意見があった。他の現地検討会でも出たが、毎年、ある程度死廃事故を出すような人は、当然、畜産を止めているはずの人であり、それを共済で繋いでいるのは、おかしいのではないかという意見があったが、それについて、久保田さん、高山さんはどう考えるか。

高山 経営体を助けるという意味に通ずる共済にするのか、技術が伴わない2世代、3世代をどのように地域を挙げて助けるのかということである。その限度の問題であると思うので、助けようとする制度にするのか、足切りにするのか、そこを決めれば私は良いのではないかと思う。助けようとする内容にしていけば、地域を挙げて、共済、農協あるいは行政も含めて支援措置が色々な面であるので、共済だけで云々するようなことにはならないと思う。そこに至るについては、平素の行動とか、色々なことが結びついてくるので、共済の中だけでというような家畜についてはならないと思う。すべてが一度にいく、例えば、硝酸中毒とか、一斉にいくような場合には死活問題になるので、それから、今で言えば、BSEとか、ヨーネとか、一斉になるような場合については、それぞれの国の処置があり、再建が可能であるので、病傷等に係るものでも処置でいくのであれば、ある程度の限度で掛金を払って、それぞれが能力の範囲内で掛けた補償があれば、将来経営に通ずるようなものにつながるのではないかと思う。

久保田 2、3頭飼いの生き甲斐対策の形態でそのまま残っているような農家もある。そして、30頭、40頭、50頭の飼い方をされる方もいる。仮に、3頭飼いの方が1

頭事故が出ると、30パーセントの被害を被る。こうなると、なかなか貰いにくくなる
というような状況下であるので、その点を心配して申し上げた。

座長代理 子牛・胎児について、高山さんから、特に病傷を対象にという意見があった
が、それは、生まれてからのことになるかと思う。他の現地検討会では、乳牛の胎児を
対象にするとモラルリスクが大きいという意見が出ていたが、言われることは、子牛の
病傷給付があれば良いということか。

高山 病傷事故を対象にというのは、胎児を指しているわけではなく、親と共々死ぬ場
合もあり、難産で色々あるので、一般的に経営を助ける共済としては、病傷事故を重点
的に考えれば良いのではないかという考え方である。後は、胎児で、F1などで付加価
値を高める対策を採っているので、ETを何割かつける場合は選択するのではないか。
すべての胎児を加入の対象にするのではなく、ETを3割つけるのであれば、その3割
を加入する選択肢にできないか。

久保田 乳牛のことではないが、最近、子牛価格が非常に乱高下しており、今は、高値
安定で推移している状況の中で、安い価額にすることについては、いささか問題ではな
いかと感じる。

座長 高山さんにお聞きする。組合区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定について、
先程、県南、県北の設定と言われた。岡山県は大きいですが、設定単位について、例として
言われたのか。それとも、それ位が妥当であると考えられるのか。

高山 現在、9つの共済組合が岡山県にあるが、戸数が少ないのが、阿新で8戸、東備
で13戸、その地域を含めて、県南、県北とすることについては、以前から、納税の所
得申告時に標準課税があり、その時も山陰、山陽で、飼養形態がその時から違い、気象
条件が違う。死傷事故についても、そこには共通点がある。私一人の考えではないが、
岡山県であれば、県南と県北と分けるのが割合似た条件かと思う。

座長 日本海側であれば、例えば、鳥取県は、県全域でも良いという感じになるのか。
福庭（島根県農業共済組合連合会） 島根県も、山間部と平野部では違う。

座長 高山さんに確認するが、家畜共済の掛金について、集金を農協に委託するという
ことは、農協の口座から引き落とすということか。

高山 そうではない。今、我々は青色申告ができるような乳代精算書形式を採っており、
収入金は1日に10万円以上あり、農家の精算書上で相殺するので、例えば、乳代が1
月に300万円で、飼料代が150万円であり、その中に共済掛金が15万円あると、
毎月15万円では年間180万円になり、このようにすると、青色申告もきちんと出て
くる。

伊井委員 奥山さんと久保田さんにお聞きする。水稻共済の検討課題は、加入選択の自
由、品質を含めた補償方式、篩目、足切り3割の改善という4点位に絞られてくる。奥
山さんと久保田さんは、足切り2割という意見が出たが、これも、掛金率が上がるか、

無事戻しが減少するか、どちらかの想定ができると思うが、それでも、足切り割合は下げた方が良く考えるか。

奥山 足切りとか、掛金が高くなるとかは、私の場合は問題ではない。意見表明時に言ったが、こまこました保険金はいらぬ。小さな災害には十分に対応できるので、大災害時のみをお願いしたいと思う。日本は、瑞穂の国、稲作文化の国であり、稲作を皆で守らなければならないのではないか。そのような観点から、全員掛けていただく方が良く、私は、小さい災害には目を向けていない。

久保田 私の地方では、早期米のコシヒカリの早いものから、11月頃まで多くの品種が刈り取られるという危険分散の栽培体系になっているので、普通の年では被害が非常に少ない。したがって、大災害時に補償があれば良いので、少々の被害では共済金は必要ない。

伊井委員 二人の経営では、足切り3割を2割にしても対象にならないのかも知れないが、西日本では、1戸当たりの平均経営面積は40、50アール位で、その掛金は、私の地域では、10アール当たり1千円位であるが、それが1,500円になっても、被害があった時に、共済金を受ける可能性が増える制度にしてもらいたいという意見がある。しかし、掛金が安くて、無事戻しがあり、制度そのものが順調に運営できれば良いという意見も一方にある。行本さんにお聞きする。25アールか30アール程度の作付けでは、共済金額も40万円とか50万円の範囲になると思うが、それが、果たして、補償が必要な稲作経営かどうか色々議論が分かれる。私は、その辺りも含めて当然加入が絶対必要であると思っているが、当然加入基準の見直しが、過去2、3回あったが、それについての意見はどうか。

行本 当然加入の必要性ということの基本的な流れの中で、なおかつ見直さなければならぬものは、節目の問題、品種の問題であり、制度自体の細かなところの見直しは、必要である。私どもの、昔でいう5反百姓と言われている、山間、棚田の地域であれば、農業の後継者の問題があり、先祖伝来の農地を守るのがやっとなのであるというのも現実である。その中で、農業所得は、当然、補償していただきたいという概念があることは、皆が承知している。しかし、農業機械は、農業所得で全部賄えているかということとそうでなく、他の収入から充てて、何とか農地を守っているという現状からすると、例えば、50アールの方が水稲だけ作っていたとすると、その金額は、年間の所得からすると非常に低い位置に入ると思う。そのため、仮に任意加入制度に移行すると、もう自分はいらないという感覚に陥りやすい方が多くなってくのではないか。それでは、基本的に、母集団が少なくなってくるのではないか。岡山県の水稲の平均作付面積は、50.7アールであり、任意加入制度にすると制度の根底をなすところが揺らいできてしまうのではないか。当然加入基準が、岡山県は25アールであるが、仮に30アールになったとしても、当然加入制は、制度そのものの存続からいうと、是非必要であると私は考える。

もう1点、共済だけではなくて、他の制度面から、水稻共済に入っているかということが、補助事業とかの関係で絡みがある。岡山県だけの場合かも知れないが、新しく集団で色々なことをする場合には、セット加入的なものも制度的にあると思う。水稻に限っても、任意加入制度になると、他の政策との絡みをどのような視点で見られるのかが気になる。今、私どもが感じることは、大規模農家に対しての共済制度がどうあるべきか、それから、コメどころの地域に対しての関係が議論されている気がする。そのような中から、今回、農業共済制度がどうあるべきかという観点も議論されているのではないかと感じている。是非、当然加入制の維持と大豆の一筆方式の導入をお願いする。

伊井委員 現在の25アールの当然加入基準は、行本さんの地域では山間地域を抱えているが、妥当な線と考えるか。

行本 そのとおり。飯米農家の取扱いとかの関係が、当然加入基準の絡みとして出てくるので、私の地域では、いくら上げてても30アールまでで、25アール位が一番良いのではないかと思う。

座長代理 一筆方式の足切り3割の話は、全相殺方式を農家単位で選択できるようにすれば済むような感じがする。当然加入について、集落の中で入る者と入らない者がいると、集落がうまくいかないという話があるが、同じ集落の中で、全相殺方式の者と一筆方式の者が混在した場合に、同じような問題が出てくるのではという気がするが、それについてはどうか。

行本 全相殺方式という全部の収量により判断するものと、一筆単位で判断するものについては、基本的には、圃場が整備されている地域では、1枚が50アールや30アールの田があり、農家の総面積が50アールであれば、1枚、2枚の田ということがある。ところが、山間、棚田地域になると、それが20枚、30枚になることがよくある。制度的には議論はできると思うが、実際に、全筆を見ることになれば、それを見て回る損害評価員は、大変な枚数を見ることとなり、その時に、適期に物事を見て判断し、短期間に物事を進めていくだけの余裕があるのか。全相殺方式の場合は、運営上の問題が絡んでくるのではないか。

座長代理 全相殺方式は出荷資料による損害評価で、圃場1枚1枚見るものではない。私の質問は、全相殺方式を農家ごとに選択する時に、同じ集落の中に、異なる引受方式の人が混在した場合に、集落としてまずいことが起きるかどうかということである。

行本 これは古い考えかも知れないが、集落を形成していく中で、ある面では、中山間地域の直接支払も、昔の習わしをやっていくということで制度が出てきている。地域の輪が持てる形である方が良いということで、できれば、その地域は一つの方が良いのではないかと思う。

座長 行本さんにお聞きしたい。大規模農家中心の検討ではないかと言われたのは、そのとおりであり、検討の視点の中に、担い手農家と謳っており、それは、新しい基本法

まで遡る。そのような見方が入っているのは事実であるが、我々が集落を無視しているかということ、決してそうではない。行本さんは、選択制になると大部分の農家は加入しないのではないかと言われたが、それを裏返すと、大部分の小さな農家にとって、共済は別に無くても良いとなるのかどうか。それは、母集団を維持するという意味では問題があり、制度そのものの根幹にかかわるという問題はあるが、それについてどう考えたら良いか。母集団が減って困るのが大きいと考えることもできるが、どう考えるか。行本 明確なところはない。大筋論として、制度そのものからみると、母集団が安定して、災害があった時に、共済に入っていてよかったということからすると、できるだけ底辺を、そのためにはどうあるべきかということが議論になる。ただし、それについて、今の時代の中で良い答えがあるのかが、自分なりにこれが良いというものが見つからなかった。

座長 他の作目では、当然加入制ではないという意見がある。もっときつい意見は、始めに制度ありきかということで、制度の維持のために農家があるのか。さらに、共済組合の維持のためにこれがあるのかという意見まである。それをどう判断すれば良いか。当然加入制については、検討会としても判断できていないのは、そのような点である。

奥山 日本の国は、稲作文化の国であり、私は、稲を作って金を儲けて飯を食っているという感覚ではない。日本は稲作の文化であることを、国民の皆さんとか、関係者の皆さんに、私は特に大きな声で言いたい。したがって、私は、保険にも稲作については全員参加すべきというのは、稲作文化の国を守るという観点から言っている。実際、放っておけば、地域によっては、私はどちらでも良いというのが大勢である。保険は、勧誘しないと生命保険もどのような保険も入ってはくれないので、やはり、当然加入でやっていただきたい。それが、稲作文化を守る一つの手であると考えている。

楠井 私も、はっきりした意見はないが、奥山さんが言われたように、日本の社会は、米作からのものであり、この制度を利用して地域を守っているわけではないが、全国的に見て、今の地域、集落の団結は、この稲作があって田舎が守られている。共済があるからではない。地域の色々な問題が非常に大きな問題であり、共済はやめても良いのかではなく全員が入る。共済だけではなく、農家であれば、溜池、水路、色々なことが、水稲共済が崩壊すると、そのような全体の農業が潰れていくのであろう。そのため、小さな農家にも共済加入をお願いしている現状と思う。共済だけの問題ではなく、国全体のこと、我々も努力していると理解していただきたい。

奥山 共済や保険は、被害が無ければ入っておかなければ良かったということであると思う。我々の集落でも、そのような話は良く出るが、51年に、私のところでは大洪水があり、この時は、皆、共済に入っていて良かったと思った。もしもの時に、特に米麦農家にとっては、絶対入って、掛金が高くなるのはどうかと思うが、全額補償が望ましい。小さい農家も、保険であるので、是非、参加していただきたい。

久保田 私の広見町では、水田の基盤整備が非常に進んでいる現状である。そのような関係から、地域の団結とかが非常に強い地域であるが、共済の問題が一つ綻び出すと、波及してくる可能性が心配されるので、全員が入り、お互いに助け合っていくというような形の方が、将来の村づくり、地域づくりにとって、非常に大事ではないかと感じる。

高山 私も1ヘクタール程作っているが、考え方とすれば、日本は北から南まで随分違うので、冷害、干ばつなどの天災が、普通の災害に結びつくものであると思う。一般的に、栽培上では、たまたま施肥が多すぎたとかいう程度で、害虫とかその他のものもあるが、それは、通常の管理をすれば良く、気温が30度を超えると害虫などが大発生しないようであるので、近年の大干ばつ時に、この地域では、特に被害はないと思う。これは、全国的な面ではわからないので、地域的に、何時も水稲共済の支払が多いかどうかによって、加入を個々の選択とすると、入らない農家が地域によっては随分出てくると思う。私は、それ程の大被害になることはなく、一度も貰ったことがない位であるので、何時、切られても問題はない。しかし、県北では、広戸風（ひろどかぜ）によって一網打尽になぎ倒されることがあり、天災は、何時どのように吹くかわからないので、そのような時のために入るのが共済と考えれば、強制的で良いのではないかと思う。これは、国が、最初に自給率100パーセントを目指していたので、その面から、これを残すのか。国内で思うだけ作って自分で災害が未然に防げるのであれば、掛金として一般の共済として考えればどうか。

宮村 私も、90アール程作っている。土佐清水市は、台風の通り道という位、台風の多いところで、それで、皆さん入っている。

松井委員 農業情勢が大変に変わってきている中で、これからの経営は、おそらく非常に大型化した立派な経営、内容の良い経営をする農業と、自家生産的な農業に分かれてくるのではないかと思う。その中で、当然加入の問題であるが、当然加入ですべての農家を20アールか、25アールか、30アールにするかは別として、すべての農家をひくくめることができるものかどうか。整合性がそれで合うかどうか、非常に重要な問題ではないかと思う。全国の水稲農家が、当然加入でやるべきであるということになるか、ならないかが非常に問題ではないかと思い、それで、検討会でも二つの意見が出ている。私もそれなりの考え方を持っているので、検討会で意見を述べたいと思う。もう1点、本日の意見発表者の中に、かなり大型の稲作経営をしている方がいるが、今、全相殺方式が制度があるにもかかわらず普及していない。これは、加入資格もあるが、全相殺方式に移行ができにくいということは、皆さん方のところではどうか。全相殺方式に向けての考え方があるかないかお聞きしたい。

奥山 地域において、大型農家は20、30、50ヘクタールを作付けしており、片や50、60アールであると、全相殺方式に、掛金が高くなっても皆移行することは、なかなか厳しいと思う。私は、10年か20年に一度であるが、危険があるので、そのよ

うにしていきたい。しかし、50、60アールの飯米農家は、なかなか厳しいですが、何かその辺に全戸加入でうまく行かないかと検討をお願いしてるわけで、小さい人は小さい人、大きい人は大きい人、このように分けることになるややこしいので、全戸加入でうまくやっていただけないか。

松井委員 集落全体が全相殺方式を採らなくても、例えば、奥山さんのように大型化している方は全相殺方式を、その他の方は一筆方式を採れば、制度に対して、離れていくことはないのではないかと思います。

奥山 地域によって、山の中の方は、集落の協調と言うか、話合いが良くできるが、私のところは、他の人はサラリーマンで、一筆方式がほとんどなので、私が全相殺方式で掛金を少し高く出して、高い補償が得られことになって、別段、隣の人が羨ましがったりすることはないと思う。地域で浮き上がったりすることはないと考える。

座長 松永さんは、家畜の予防的経費について、保険で仕組めると考えるのか。

松永 保険制度を畜産で考える時には、今の体系は、以前の1頭飼い、2頭飼いという小規模の中の保険から始まったものと思う。しかし、今は、大型化するところと、辞めるところの二つに極端に分かれている。大型化した中で、一番の問題点は病気である。今までの共済の対象とする見方は、病気が発生した時に初めて診療に行く。人間でも一緒であるが、病気が発生してから初めて病院に行く。病気が発生するまでに小さい子供はワクチンを打つが、そのように、早期にワクチンを打つあるいは予防対策をとることによって、全体の事故を減らすという考え方を、これから家畜共済の中に取り入れていきたい。それにより、はるかに死廃が減ることによって、農家負担も減るという良い方向にめぐって行くのではないか。私のところで、組合に色々お世話になり、そのようなやり方をとると、事故率は極端に落ちてきている。それは、どこでも、そうやってくると思う。例えば、豚や鶏はあれだけいて、発生すると全滅する。しかし、そのような政策をとることによって、元気なものが出荷されているという方向を、今後、牛も多頭化になってくるので、一つの政策として考えていくべきではないか。

戸川委員 共済団体として何か対応するという広い意味ではわかるが、保険制度で対応しようとする、自分の力ではどうしようもないことが起こったものを補てんするのが、保険の考え方であり、損害防止、予防的なものは、自発的な気持ちでやるものである。保険は、一般的に、不可抗力的という言葉を使うが、それに対して補償して貰えるものである。損害防止、予防医学は必要であり、大事なことであるが、共済団体も色々な損害防止活動をしているが、これは、保険制度として実施しているものではない。獣医師がたくさん共済団体にいるので、色々な面で、指導、相談にのることを大いにやることは、評価されていると思うが、保険として仕組むという考えであれば、どうすれば良いのか。

座長 例えば、きちんと予防接種をしていることによって、掛金を安くすることは可能

であるかも知れない。

松永 私は、掛金は上がっても良いと思う。予防の成果が出ることにより、将来的に掛金が下がってくれば良い。予防制度をきちんとすれば、最後に来る死廃とかが相当減ってくると思う。一時的に、軌道にのるまでは、掛金が上がると思うが、掛金が上がっても、それ以上の成果が必ず還ってくるのではないか。そのような政策を、共済制度の中に取り入れて、それぞれの経営者の自覚の中で選択することができれば良いと思う。

戸川委員 具体的に考えると、普通、共済事故は、被害申告とか事故発生通知をするが、予防的なもの場合は、予防すれば、大きな事故にはならないので、今、何かやりたいという人が手を挙げることになるのか。そうすると、色々な人が手を挙げるのではないかと思う。有益なことであれば、掛金負担が上がっても良いというのはわかる。しかし、共済事故という受け身の問題とは違い、予防となれば、そのような気持ちのある人だけが手を挙げることになるので、保険としてどう扱うのかと思ってしまう。

松永 保険というより、診療業務の一貫の中で組み込むというのが、私の考えである。

戸川委員 保険の仕組みという意味ではなく、家畜診療所とか獣医とかの共済団体が、損害防止的なことにもっと力を入れて、活動してほしいということと思って良いか。

松永 これは、診療した場合の点数にも加えてほしいというのが考え方である。診療業務の一貫の中に、そのような政策も組み込んでいただきたい。そうすると、例えば、子牛生産にしても大腸菌性の下痢にしても、すべて回復でなくて済むような体制が事実できると思う。

戸川委員 色々難しい問題であり、課題であると思う。

座長代理 私は、これは保険の中でうまくやれるという気がしている。例えば、掛金を上げてということになると容易ではないが、診療所が巡回をすることによって、事故率が下がった分で、巡回に掛かった費用の分を掛金を下げないでやるとか、保険に仕組む途はあると思うが、関係者を説得できるかどうか自信がない。

高島保険課長 他の現地検討会においても、予防的なものを保険の中で対応できないかという同じ意見が出ている。基本的には、予防的経費は、あくまで損害防止の世界であって、保険は、少なくとも共済事故が起きた時に、保険原理の中で対応していこうということであり、共済事故の発生以前のものは、損害防止である。損害防止は、家畜共済に限らず、他の共済においてもすべてそうであるが、基本的には、個々の経営の中で対応していくことではないか。それでは、事故発生の前に、それぞれの経営努力に対しての支援については、家畜については、特定の疾病に対して損害防止をした時に、国はかなりの割合で補助する仕組みができています。それは、あくまで保険ではなく、国庫補助などで、それぞれの対応に対して支援をする仕組みを作っているが、その段階にまで、保険により保険数理を入れて対応していくことは、難しいと整理している。今後、色々な仕組みを考えて、取り入れられるものがあれば考えていきたいと思うが、今は、損害

防止までは保険の中では対応しづらいと理解している。

座長 今までのところで、傍聴者の中で、意見がある方は発言していただきたい。

稲葉（愛媛県農業共済組合連合会） 当然加入を見直しすべきという考え方に対する反論である。今回の制度見直しの中で、担い手育成の見地も踏まえなくてはならないということで、国の構造政策と整合させる意味で、効率的で安定的な経営体が生産の大宗を占めるという一つの政策の柱があるが、野菜、果樹、畜産では、専門的な経営がおそらく生産のシェアの大宗を占めていると思うが、水稻についても、過去20年来の構造政策の推進で、借地農業で経営規模を拡大されたという奥山さんの事例にもあるように、大規模経営が育成されつつあるが、しかし、畜産、果樹、野菜と水稻との特性の違いがあると思う。意見発表者からも発言があったが、米は、土地利用、水利用中心に集団営農をやっていくことで維持されている。それから、米の生産の階層別、センサスで、水稻の販売農家のうち、1ヘクタール以上の規模と、1ヘクタール未満の規模で対比すれば、全国で1ヘクタール以上は24パーセント、1ヘクタール未満が76パーセント、愛媛県では、1ヘクタール以上が9パーセント、1ヘクタール未満が91パーセントの比率で、中四国各県でも愛媛県に近いものであって、零細小規模経営が大多数を占めている。ごく少数の大規模稲作経営と絶対多数の零細小規模経営が混在して、水稻生産を行っている以上、大規模の稲作経営を今後も育成していく上から、水稻の集団営農に対して、大勢の農家が参加しなくてはならない。つまり、小規模零細農家が大量集まり、大規模経営を支持している状況があると思う。したがって、当然加入制は、そのような集団的な土地利用を促進するというように動いているので、農政の基本とする効率的で安定的な経営体を育成する上でも、特に、水稻に限っては、絶対多数の小規模経営を当然加入として参加させるべきであると考え。今後、農政の考え方を推進していく上でも、当然加入の考え方は、当面5年、10年、我が国農業の中で絶対必要なものでないかと考える。特に、大規模経営、効率的で安定的な経営体に施策を集中することは必要であるが、わずかな掛金補助を惜しんで、大規模経営にということは、そのような気持ちが空すべりになって、大規模稲作経営の育成とその人達が生産の大宗を占めるという、正しい基本法の理念を実現するためにも、当面、当然加入制が必要であると考え。

戸川委員 奥山さん、久保田さんの発言に関連したことであるが、小さな被害はもう良い、大きな損害をきちんと救ってほしいという意見があった。前もって提出された意見表明の概要には、7割補償では被害に罹る機会が少ないので、8割補償方式の検討とあるが、7割補償と普通言う場合には、3割までは補償しないという意味で、8割補償は2割までは補償しないということで、補償の最高額だけをみているわけではない。8割補償方式よりも7割補償方式の方が小さな被害をみないということになる。そのため、8割補償を検討することは、小さな被害まで補償してほしいということになる。しかし、一方では、大災害の時だけ大きな補償と言われるので、補償を始める損害の割合はもっ

と大きく、例えば、3割、4割、5割で良いが、しかし、5割減った時には100パーセント補償してほしいということなのかどうか。

奥山 このような検討会の場合には、私個人の本音だけをなかなか言いづらいところもあり、7割補償を8割補償にということを出している。しかし、そんな小さい被害はいつでも良いというのが、私の本音である。私個人の意見ではなく、地域のことや色々考えると、このような一般向けのするものになるかと思う。

久保田 水稲の品種が、私達の地域においては多様化しており、コシヒカリから晩成の品種まで分散している。したがって、被害が非常に少なくなっている。今は、昭和一桁生まれが熱心に作るので、病虫害も自然災害もほとんどないという位であるが、しかし、これも後2、3年であると思う。もう4、5年もすると耕作者がいなくなり、田もたくさんあるので、その時点においては変わってくるかも知れないが、今ではまだ水稲の被害については、ほとんどないという現状であるので、このような誤解があったかも知れない。

戸川委員 やはり、足切割合を小さいところから補償してもらいたいという意見につながるということか。

座長代理 中四国で、専業農家はおそらく施設園芸が一番多いと思うが、園芸施設共済については、楠井さんから耐用年数について意見があったが、耐用年数が伸びても新価特約はあった方が良く考えるか。

楠井 私が言いたいことは、パイプハウスが耐用年数5年を過ぎると、補償する場合に掛金は安くなるが、2割しかみてくれない。APハウスでは、耐用年数が8年であるが、私どもは、7、8年で潰れるような施設は実際に無い。もう少し耐用年数を伸ばしていただきたい。これは、税金の減価償却が、そのまま園芸施設共済の耐用年数になっているが、共済事業についてはもう少し耐用年数を伸ばす。今、構造物が壊れるとなかなか立ち直れないのが現状であり、掛金が相当安いというよりも、後の補償のことを考えて、耐用年数を伸ばしていただきたい。

宮村 言いたいことは、一緒である。ただし、新価特約は、やはり必要である。

座長 宮村さんが先程言われた高知県の調査については、楠井さんも大体このようなことで賛成か。

楠井 高知県の調査結果は、大体これが農家としては妥当であると思う。新価特約については、高知県は、まだ後継者がいるので、新価特約に入りやすいが、香川県は、高齢化した面もあり、戸数が増えないのが現実であると思う。

座長 高知県がこのようなアンケート調査を行ったということは、何か県として意見を出すつもりか。

中嶋（高知県農業共済組合連合会） 高知県の場合、APハウスが引受けの6割を占めている。以前からAPハウスの時価現有率が7年で、残存価額が2割になることが、高

知県の中では大きな問題である。そのため、県として一度アンケート調査をしてみようということで、今年の2月から3月にかけて281名に回答をもらった内容である。主にA Pハウスの時価現有率、耐用年数についてどう思うかということであるが、新価補償についても聞いており、A Pハウスの20アール以上の設置者の意見の中で、新価補償が必要と思われる方が64パーセントになっている。掛金国庫負担がなくても加入するという方が31パーセントになっている。県でA Pハウスの時価現有率、新価補償が問題視され、連合会としても一緒に考えてきている段階である。

伊井委員 楠井さんと宮村さんにお聞きしたい。新価補償と時価現有率の問題であるが、私の組合の専業農家の意見を聞くと、新価補償は絶対必要である。高知県の施設は、20年以上経ったものが大半で、災害が発生した時に、時価現有率を7年から15年に伸ばしても施設の価額は20%であり、取片付け費用を出しても再建に当たる経済的な損失を補うものにはなりにくい。これは、高知県の園芸施設共済が始まって以来の農家の意見で、時価現有率の問題は以前からもあったことであるが、現在、プラスチックハウス類は、ある時までは11パーセントずつ落ち、その後12パーセントずつ落ち、7年経つと20パーセントに補償が落ち、その分掛金も安くなる。パイプハウスでは、16パーセントずつ落ち、5年経つと20パーセントに落ちる。高知県農業経済課が、農家の意見を調査され、大変貴重な資料になっていると思うが、耐用年数については、A Pハウスは、高知県のどの地域においても25年から30年は十分使用できると通常の農家では考えている。制度としては、非常に難しい問題があるが、資産を補償するものは、再取得価格を補償する制度にしないとあまり意味がないという考え方が、個人的にはある。先程、新価補償よりも時価現有率の改善の方が良いという意見があったが、実態としては、時価現有率の改善ではもう間に合わないという状況かも知れない。しかし、新規就農する方にとっては、時価現有率の改善は非常に有効なことと思う。園芸施設共済の改善の根幹は、災害から再建できる施設を再取得する損害補償でなければ意味をなさない。特に、認定農業者等は経営感覚が鋭いので、オプションで新価補償を付ければ、個人負担で加入するという意識も高い。

松井委員 水稻の一筆方式については、損害評価に膨大な予算と労力が掛かっているが、その損害評価の方法について、何か感じていることがあるか。

座長 誰も意見がないようである。

戸川委員 当然加入制のことについて、他の会場でも色々と意見をいただいたが、当然加入制に反対、疑問を呈するという意見が多かった。岡山会場では、当然加入制が必要ではないかという意見を伺って、制度に関わってきた者として大変心強く思っている。今、議論になっていることは、色々な角度があるかと思うが、新しい基本法で、これから育成すべき農家に対して施策を集中するという方向が出されており、それとの絡みで、農業共済制度の対象をもっと絞ってはどうか、当然加入の対象者を絞ってはどうかとい

う意見があると思う。自立的な経営を作るということであるので、自主的な判断を尊重したらどうかということである。農業共済制度は災害対策という位置付けが、新しい基本法でもされている。災害対策は、一部の大規模農家だけを対象とするのはいけないことではないか。全体を対象にすべき制度ではないか。また、そのような方々にも相当入ってもらったことが前提となる制度でなくてはいけないのではないかとこのことが言われてきている。議論が分かれているところであるが、今日、意見が出たように、稲作文化とか、自給率確保の問題とか、一所懸命農業を振興させようという観点からすれば、必要ではないかということがあったと思う。農業を共済制度の対象とするには、色々なケースがあると思う。大きな災害、小さな災害、日本全国色々な規模の災害が起きているが、やはり、災害対策としては、相当幅広くやらなくてはならない。今、欧州で水害が大問題になっているが、人の問題、生命、財産も大きな問題となっているが、そのうちに農業関係の情報も出てくるかも知れないが、どのような対策が講じられるのか。その場合に、農業の規模が小さいからその人は対策から外すというわけにはいかないと思う。自然災害があった場合に、全体を対象に考えざるを得ないのではないかと。

座長代理 奥山さんの8割補償のこととか、松永さんの支払限度のこととか、最初に意見表明の概要に書いてあるのは、自分の意見というよりは、地域で相談してきたものであり、むしろ、口頭で発言されたことが本音と思って聞かなければならないと思う。その意味では、家畜共済の危険段階別共済掛金率も、皆が言われているが、本当はそれでは足りない。松永さんが管理責任を問うようなことを言われたが、今回は実現しない。組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定というところまでと思う。全相殺方式であると、何筆持っているかによって、被害率はものすごく変わる。家畜、稲作、施設園芸、一人ずつの危険率がものすごく違ってくる。これにどのように対応していくかが、これからの共済の一番大きな課題と受け止めている。

伊井委員 水稲の当然加入について、色々な意見が出て、私も、組合の事業管理者という立場であるので、皆さんの言われたことがすべて共通した意見として理解できる。制度改善の検討ということで、水稲に意見が集中しているが、品質を含めた補償方式、足切割合にしても、農業の実態を反映した制度でなければ、未永く発展することにはなり得ないと思う。現場で、私ども事業を担当する者の取扱いで、農家の意思をある程度集約して共同体となり得るということで、今の状態は、色々な不満は各現地検討会であったとしても、今日は、皆さんは当然加入制は絶対必要という意見であり、また、本音は別のところにあるということもお聞きした。当然、そのことも私は理解できるが、加入の選択、当然加入の基準がもっと上がっても、現実的な制度の改善ができていれば、現在の加入を維持することは可能であると思う。私の組合は、今年、当然加入基準が20アールから25アールになった。任意加入となる範囲の方々の動きをチェックしてみると、その方々の加入率が逆に上がっている。それも、取扱いによってということである。

やはり、現実的な問題については、改善の要求がある。他の事業も同じと思う。制度の改善と運営する我々団体の考え方、対応の仕方で色々と変わってくると思う。

座長 本日は、7人の意見表明者の方々、大変貴重な意見、率直な意見を表明していただき、ありがたく思っている。私どもも、これからの検討会に今日の意見を役立てたいと思っている。

以 上